交通安全情報

異常気象時における措置

令和 2.11.20 千代田運輸(株) 安全管理部

異常気象時において無理な運行は、事故発生のリスクが高まり、乗務員の生命に危険が及ぶ恐れがあります。道路・気象の最新情報を確認の上、国から示された「**異常気象時における措置の目安**」をもとに、安全な場所に停車後、所属会社の管理者に報告し、その指示に従いましょう。

異常気象時における措置の目安※

※輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、 輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、行政処分が行われます。



暴風時

■1時間あたりの降水量30~50ミリの場合

→高速走行時、車輪と路面の間に水膜が 生じブレーキが利かなくなる 輸送を 中止することも 検討

■風速20~30メートルの場合

→ハンドルがとられ、通常の速度で運転する のが困難になる

■1時間あたりの降水量50ミリ以上の場合

→土砂崩れや河川の氾濫など 災害に巻き込まれるリスクがあり

車の運転は危険!

事故に遭う 可能性があり 輸送は 適切ではない!

■風速30メートル以上の場合

→走行中のトラックが 横転する可能性がある!

出典:国土交通省自動車局貨物課長通達